

国立大学法人和歌山大学における反社会的勢力に対する基本方針

平成27年7月1日学長裁定

1. 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）は、本学の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じない。
2. 前項において、反社会的勢力からの不当要求に対し、本学は、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、その要求に、一切応じない。
3. 本学は、平素から、警察、弁護士会等の外部専門機関との密接な連携関係を構築するものとする。
4. 本学は、前3項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役職員等の安全を確保するものとする。